

II 図面に代えて写真を提出するとき

1. 写真により意匠が明りょうに表される場合には、図面に代えて写真を提出することができます（意匠法第6条第2項）。
2. 写真を提出するときは、次の様式により作成しなければなりません。
意施規様式第7（第4条関係）

【書類名】 写真

〔備考〕

- 1 写真は、意匠登録を受けようとする意匠を現した画像以外に他のものを入らないものとする。
- 2 写真は、折ってはならない。
- 3 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとする。
- 4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から23までと同様とする。